

平成27年第1回上里町議会定例会会議録第4号

平成27年3月10日(火曜日)

本日の会議に付した事件

日程第31 (町長提出議案第25号)平成27年度上里町一般会計予算について

日程第32 (町長提出議案第26号)平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第33 (町長提出議案第27号)平成27年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第34 (町長提出議案第28号)平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第35 (町長提出議案第29号)平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第36 (町長提出議案第30号)平成27年度上里町水道事業会計予算について

日程第37 (町長提出議案第31号)平成27年度上里町下水道事業会計予算について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 飯島雅利君
総合政策課長 片岡浩一君	税務課長 中島勇君
町民福祉課長 岸智敏君	子育て共生課長 坂本正喜君

健康保険課長	関	口	静	君	高齢者いきいき課長	小	暮	秀	夫	君	
まち整備環境課長	強	矢	賢	君	産業振興課長	南	雲	定	夫	君	
上下水道課長	須	田	孝	史	君	学校教育課長	谷	木	章	二	君
学校指導室長	浅	見	榮	君	生涯学習課長	桑	原	正	明	君	
郷土資料館長	桑	原	正	明	君	会計管理者	橋	爪	和	友	君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚 好一 係 長 戸 矢 信 男

開 議

午前9時0分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第31 町長提出議案第25号 平成27年度上里町一般会計予算について

日程第32 町長提出議案第26号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第33 町長提出議案第27号 平成27年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第34 町長提出議案第28号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第35 町長提出議案第29号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第36 町長提出議案第30号 平成27年度上里町水道事業会計予算について

日程第37 町長提出議案第31号 平成27年度上里町下水道事業会計予算について

議長（植原育雄君） 日程第31、町長提出議案第25号 平成27年度上里町一般会計予算について、日程第32、町長提出議案第26号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第33、町長提出議案第27号 平成27年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第34、町長提出議案第28号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第35、町長提出議案第29号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第36、町長提出議案第30号 平成27年度上里町水道事業会計予算について、日程第37、町長提出議案第31号 平成27年度上里町下水道事業会計予算について、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第25号から議案第31号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第25号 平成27年度一般会計予算。

御提案をいたしました議案第25号 平成27年度上里町一般会計予算について御説明を申し上げます。

初めに、予算編成に対する基本的な考え方につきまして御説明をさせていただきます。

政府は、いわゆるアベノミクスにおける第三の矢として日本再興戦略の策定を行い、大胆か

つスピード感を持った成長戦略を実施した結果として、さらなる投資を生むことにより経済の好循環を達成するとしております。グローバル社会の中で中長期的な成長を確固たるものとするにとどまらず、成長の果実をできるだけ早く国民の暮らしに反映していき、アベノミクス効果を全国に波及させ、地域経済の好循環をもたらす、いわゆるローカル・アベノミクスにより、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにするとしております。

このような中、地方財政への対応では、財源として地方税の伸びを見ており、地方交付税の減少を最小限にとどめ、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制することにより、一般財源の支出を改善することとしております。

しかし、本町の当初予算の町税につきましては、法人税率の見直しや固定資産税の評価替えの影響もあり、地方税の増加を見込むことが困難でしたので、地方消費税交付金や繰越金の増額等により対応したところでございます。

歳出では、町の重点課題となっている上里中学校改築事業の一環でございます屋内運動場改築工事の円滑な進捗を目指すこととしております。道路関係事業では、児玉工業団地アクセス道路整備事業の推進や、上里スマートインターチェンジの開通などを予定しております。健康推進や医療関係では、介護保険制度の改正による地域支援事業や、子どもの救急医療体制の拡充、健康づくり計画の策定などを実施する内容となっております。また、昨年度に調査、検討を行いました公共交通につきましては、本格実施が平成28年度からとなりますが、巡回バスを御利用いただいている住民の皆さんに支障がない形でのバス運行に配慮したところでございます。

以上の主要事業を中心として、住民の皆様へ安定的な行政サービスの提供を行うため、限られた財源の効率的・効果的な配分に留意をいたしました。

今後の地方財政の動向につきましては、国の中期財政フレームで掲げています財政健全化目標の達成に向けて取り組む内容が不透明な部分もありますが、上里町といたしましては、財政健全化に向けた取り組みの着実な推進により、持続可能な行財政基盤を確立することが重要であると考え、予算編成を行いました。

次に、予算内容につきまして御説明をさせていただきます。

平成27年度上里町一般会計・特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

平成27年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ82億2,099万5,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為ですが、地方自治法第214条の規定により債務を負担

する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものとし、8件を定めるものでございます。

第3条につきましては、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものとし、7事業6億350万円を定めるものでございます。

第4条につきましては、一時借入金ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用ですが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものと定めるものでございます。

それでは、各表ごとに説明をさせていただきます。

第1表歳入歳出予算でございます。

6ページから8ページで、歳入予算の款項別の予算について説明をさせていただきます。

平成27年度の歳入でございますが、款1町税につきましては、地方税法改正による法人住民税率の変更及び固定資産税の評価替えの影響によりまして、前年度より5,914万6,000円減額の35億2,289万8,000円を計上いたしました。

款2地方譲与税は、前年度より500万円減額の1億600万円を計上いたしました。

款3利子割交付金から款5株式等譲渡所得割交付金は、埼玉県の見込み数値などを勘案いたしまして増額及び減額といたしました。

初めに、款3利子割交付金は、前年度より80万円減額の450万円を計上いたしました。

款4配当割交付金は、前年度より430万円増額の900万円を計上いたしました。

款5株式等譲渡所得割交付金は前年度より600万円増額の700万円を計上いたしました。

款6地方消費税交付金は、平成26年4月から税率改正となりました消費税の影響のため、前年度より1億8,000万円増額の4億3,000万円を計上いたしました。

款7ゴルフ場利用税交付金は、前年度より100万円増額の700万円を計上いたしました。

款8自動車取得税交付金は、平成26年度の収入状況から前年度より300万円減額の2,100万円を計上いたしました。

款9地方特例交付金は、前年度より200万円減額の1,700万円を計上いたしました。

款10地方交付税は、普通交付税を地方財政計画及び平成26年度の収入状況から前年度より2,000万円増額の8億2,000万円を計上し、特別交付税は前年度と同額の9,000万円を計上いたしました。

款11交通安全対策特別交付金は、平成26年度収入状況から前年度より141万8,000円減額の594万9,000円を計上いたしました。

款12分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金が主なもので、前年度より193万1,000円減額の1億8,141万4,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料は、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料が主なもので、前年度より285万6,000円減額の1億3,521万1,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金は、児童手当交付金3億9,427万2,000円、上里スマートインターチェンジ整備事業や児玉工業団地アクセス道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金1億8,975万7,000円が主なもので、前年度より1,030万7,000円増額の9億4,662万8,000円を計上いたしました。

款15県支出金は、埼玉園芸生産力強化支援事業費補助金1億2,000万円、児童手当負担金8,889万3,000円、保険基盤安定負担金8,102万円が主なもので、前年度より1億9,932万3,000円増額の7億2,213万円を計上いたしました。

款16財産収入は、前年度より78万9,000円減額の424万4,000円を計上いたしました。

款17寄附金は、科目設定とし1,000円を計上いたしました。

款18繰入金は、財政調整基金から5,747万4,000円、公共施設等用地取得及び施設整備基金から2億5,070万円を繰り入れるなど、前年度より7,828万円増額の3億6,891万1,000円を計上いたしました。

款19繰越金は、前年度より5,000万円増額の1億5,000万円を計上いたしました。

款20諸収入は、埼玉縣市町村振興協会市町村交付金1,503万円、介護予防サービス計画費979万6,000円が主なもので、前年度より1,267万5,000円減額の6,760万9,000円を計上いたしました。

款21町債は、道路関係の土木債1億4,040万円、上里中学校屋内運動場改築事業の教育債2,810万円、臨時財政対策債4億3,500万円といたしまして、前年度より1,050万円増額の6億350万円を計上いたしました。

款1町税から款21町債までの歳入総額は82億2,099万5,000円になりまして、前年度より4億7,009万5,000円の増額でございます。

次に、歳出予算の款項別の金額が9ページからとなっております。

款1議会費は、議場中継配信に係る業務委託や機材購入などを計上したことから、前年度より999万5,000円増額の1億1,220万9,000円を計上いたしました。

款2総務費は、児玉郡市広域市町村圏組合の負担金が減額になっていますが、総合文化センター舞台照明設備改修工事や、マイナンバー制度導入に伴う例規整備などを新たに計上したことから、前年度より1億1,347万1,000円増額の11億6,574万9,000円を計上いたしました。

款3 民生費は、児童手当 5 億7,207万円、子ども医療費 1 億1,553万4,000円、障害者福祉事業の各種給付費やサービス費などを計上していますが、臨時福祉給付金支給事業が減額になったことから、前年度より 2 億2,461万6,000円減額の30億9,383万9,000円を計上いたしました。

款4 衛生費は、健康づくり計画等策定業務委託料や小児初期救急診療業務負担金などを新たに計上いたしましたが、児玉郡市広域市町村圏組合清掃施設分の負担金やがん検診委託料の減額のため、前年度より1,826万5,000円減額の 5 億1,263万円を計上いたしました。

款5 農林水産業費は、埼玉園芸生産力強化支援事業補助金、農村公園用地購入費や多面的機能支払交付金などを新たに計上したことから、前年度より 2 億5,678万2,000円増額の 3 億9,742万1,000円を計上いたしました。

款6 商工費は、マスコットキャラクターペイント工事などが減額になったことから、前年度より160万4,000円減額の2,329万7,000円を計上いたしました。

款7 土木費は、八町大橋の維持補修工事費、神保原駅南街区公園整備工事などを新たに計上したことや、児玉工業団地アクセス道路事業、ゴルフ場用地購入費などが増額になったことから、前年度より 2 億2,514万3,000円増額の 8 億7,618万1,000円を計上いたしました。

次のページの款8 消防費は、児玉郡市広域市町村圏組合消防分の負担金が減額になったことから、前年度より2,430万4,000円減額の 3 億8,457万8,000円を計上いたしました。

款9 教育費は、上里中学校屋内運動場改築事業、町立図書館の冷暖房設備交換改修工事を新たに計上したことから、前年度より 1 億6,164万5,000円増額の 9 億5,110万9,000円を計上いたしました。

款10 公債費は、前年度より2,800万1,000円減額の 6 億8,213万9,000円を計上いたしました。

款11 諸支出金は、前年度より15万1,000円減額の184万3,000円を計上いたしました。

款12 予備費は、昨年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

歳出総額は、歳入総額と同額の82億2,099万5,000円になります。

次に、11ページは、第2表債務負担行為になります。

土地開発公社借入金債務保証は、土地開発公社が業務を行うために銀行などから借り入れた資金について、最終弁済期が到来しても償還できない額を債務保証するもので、上里サービスエリア周辺地区整備事業の平成27年度借入金に要する費用の債務負担行為になります。

公共用地先行取得事業は、平成27年度に上里町などの依頼に基づき、土地開発公社が先行取得する場合の用地取得に要する費用の債務負担行為になります。

農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金は、平成27年度の資金貸し付けによる利子補給で、中小企業融資損失補償は、平成27年度に保証する保証債務の債務負担行為になります。

総合文化センター及び老人センターの指定管理委託は、平成27年度から平成29年度までの3

カ年の債務負担行為になります。

総合振興計画策定事業は、平成27年度から平成28年度までの2カ年の債務負担行為になります。

限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、12ページは、第3表地方債になります。

道路維持補修事業、橋梁維持事業、スマートインターチェンジ整備事業、児玉工業団地アクセス道路事業を合わせ、道路及び橋梁関係で1億720万円の地方債といたしました。

神保原駅南街区公園整備工事に係る公園管理事業は3,320万円の地方債といたしました。

上里中学校の体育館及び武道場の工事費に係る上里中学校屋内運動場改築事業は2,810万円の地方債といたしました。

臨時財政対策債は、国の地方財政計画におきまして臨時財政対策債の発行を大幅に抑制していることから、前年度より1億円減額の4億3,500万円の地方債といたしました。

次に、起債の方法につきましては、利率を4.0%以内とし、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率と規定をしております。償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、平成27年度の予算編成方針及び予算内容の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第26号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算。

平成27年度上里町一般会計・特別会計予算書の15ページをお願いいたします。

議案第26号 平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算でございます。

平成27年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算についてですが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ38億4,679万6,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

一時借入金につきましては、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用につきましては、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算であります。

最初に、歳入についてですが、款1国民健康保険税につきましても、一般被保険者及び退職被保険者等の医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分であります。前年度より602万3,000円減の6億5,538万6,000円を予算計上いたしました。

続きまして、款2使用料及び手数料であります。国民健康保険の資格の証明手数料及び国民健康保険税の督促手数料として2,000円の科目設定でございます。

続きまして、款3国庫支出金についてですが、療養給付費等の国庫負担金と普通調整交付金等の国庫補助金でありまして、昨年より395万2,000円減の8億5,124万4,000円の予算計上でございます。

項1国庫負担金のうち、療養給付費負担金については、一般被保険者に係る療養給付費や療養費、介護納付金、後期高齢者支援金などの支出見込み額のおおむね32%相当額6億7,120万8,000円、高額医療費共同事業負担金については、高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1相当額で1,899万8,000円、特定健康診査等負担金として、特定健康診査等の費用の3分の1相当額296万9,000円、合計で6億9,317万5,000円を予算計上しております。

また、項2国庫補助金につきましても、普通調整交付金として、一般被保険者に係る療養給付費などの支出見込み額のおおむね7%相当額1億4,682万6,000円、エイズ予防対策やジェネリック医薬品普及活動などに係る特別調整交付金として1,124万3,000円、合計で1億5,806万9,000円を予算計上しております。

続きまして、款4療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億7,701万7,000円の予算額となっております。

続きまして、款5前期高齢者交付金であります。65歳以上75歳未満の前期高齢者の方に係る療養給付費及び後期高齢者支援金について、国民健康保険や被用者保険などの保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入者数や医療費に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。昨年より1億円増の7億円を予算計上しております。

続きまして、款6県支出金であります。高額医療費共同事業及び特定健康診査等の県負担金と、財政調整交付金等の県補助金であります。昨年より107万2,000円増の1億9,724万6,000円を予算計上しております。

項1県負担金の主な内容を説明いたしますと、高額医療費共同事業負担金につきましては、

国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額1,899万8,000円、特定健康診査等の費用の3分の1相当額296万9,000円でございます。

また、項2 県補助金の普通調整交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費などの支出見込み額のおおむね6%相当額1億2,585万1,000円、特別調整交付金として、療養給付費などの支出見込み額のおおむね2%、また医療費適正化のためのレセプト点検員賃金や医療費通知等の経費、人間ドック補助に対する交付金で4,942万8,000円でございます。

続きまして、款7 共同事業交付金についてですが、市町村からの拠出金を財源に都道府県及び全国単位で費用負担の調整を行い交付されるもので、高額医療費共同事業交付金につきましては、1件当たり80万円を超える高額医療費に対し、また保険財政共同安定化事業交付金につきましては、今まで1件当たり10万円を超える高額医療費に対し、費用負担の調整を行い交付されておりましたが、平成27年度より全ての医療費を対象とすることになっております。

高額医療費共同事業交付金は5,095万7,000円、保険財政共同安定化事業交付金は8億9,696万8,000円、合計で昨年より4億1,982万3,000円増額の9億4,792万5,000円を予算計上しております。

続きまして、款8 財産収入であります。国保基金の利子収入として1,000円の科目設定でございます。

続きまして、款9 繰入金につきましては、一般会計からの保険基盤安定分や職員給与費等に対する繰入金と国保基金からの繰入金で2億8,756万5,000円となっております。

款10繰越金につきましては、前年度同額の2,500万1,000円を予算計上しております。

款11諸収入ですが、国民健康保険税の延滞金や過料として500万2,000円、70歳から74歳までの前期高齢者の方の医療費の一部負担金について、平成26年4月以降から該当となる方については2割負担ですが、既に該当となっている方は75歳到達時まで1割負担が継続され、その1割相当額の療養費の公費負担分30万円などで、諸収入合計で540万9,000円の予算計上でございます。

歳入合計につきましては、昨年より4億1,944万7,000円増の38億4,679万6,000円となっております。

続きまして、18ページの歳出について御説明いたします。

款1 総務費につきましては、項1 総務管理費として職員6名分の給与費などで4,379万9,000円、レセプト点検員賃金・電算業務委託などの事務経費として1,197万1,000円、そのほか埼玉県国保連合会に対する負担金などで、合計で5,630万円でございます。

また、項2 徴税费につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として388万3,000円でございます。

項3 運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費44万4,000円、項4 趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策などのパンフレット代等で30万9,000円でございます。

総務費合計で6,093万6,000円の予算計上でございます。

続きまして、款2 保険給付費の項1 療養諸費でございますが、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費、審査支払手数料でございます。合計で前年度より1,184万6,000円増の19億7,110万1,000円を予算計上でございます。

項2 高額療養費につきましては、一般被保険者・退職被保険者等を含め前年度より1,148万7,000円増の2億5,710万5,000円の予算計上でございます。

項3 移送費につきましては、病気やけがなどのため移動が困難な患者が、医師の指示により一時的・緊急的な必要性があって入院や転院した場合、国保が審査を行って必要だと認めた場合に支給するもので、4万円の予算計上でございます。

項4 出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、36人分を見込んでおり、1,512万8,000円の予算計上であります。

項5 葬祭諸費につきましては、45人分を見込んでおり、225万円の予算計上でございます。

続きまして、款3 後期高齢者支援金等につきましては、75歳以上の後期高齢者の方の医療費の4割相当額を各医療保険者が被保険者数に応じて負担するものでございますが、年々増え続ける医療費のため、事務費を含め前年度より3,443万4,000円増の5億1,655万2,000円の予算計上でございます。

続きまして、款4 前期高齢者納付金等につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者の方の医療費の各医療保険者間の偏在を調整するために納付するもので、事務費を含め55万6,000円でございます。

続きまして、款5 老人保健拠出金につきましては、老人医療費の過誤等精算額でございます。2万円の予算計上でございます。

続きまして、款6 介護納付金につきましては、介護第2号被保険者数に応じ納付するもので、平成25年度の精算分を含めまして2億562万8,000円の予算計上となっております。

続きまして、款7 共同事業拠出金につきましては、高額な医療について都道府県単位で財源をプールし、保険者の運営基盤の安定化を図るための拠出金でありまして、高額医療費共同事業医療費拠出金として7,599万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金6億9,988万1,000円、合計で前年度より3億5,990万1,000円増の7億7,587万9,000円を予算計上しております。

款8 保健事業費であります。特定健康診査等事業費や保健事業費でありまして、3,589万3,000円の予算計上でございます。

項1 特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査の受診者として2,000人分を見込み、2,362万2,000円を予算計上しており、項2 保健事業費として、健康づくりのための講師謝金や人間ドック等の予防検診補助金として1,227万1,000円の予算計上でございます。

款9 基金積立金につきましては、国民健康保険給付費支払基金への積立金でありまして、前年度と同額の10万1,000円の予算計上でございます。

款10 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、保険税の還付金や還付加算金でございまして、260万6,000円の予算計上でございます。

歳出合計につきましては、歳入同様、昨年より4億1,944万7,000円増の38億4,679万6,000円となっております。

以上で、平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第27号 平成27年度上里町介護保険特別会計。

御提案を申し上げました議案第27号 平成27年度上里町介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

23ページをお願いしたいと思います。

平成27年度上里町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億4,109万8,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条については、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条については、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について御説明をさせていただきます。

24ページの第1表歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入でございます。

款1 介護保険料、項1 介護保険料につきましては、第6期介護保険事業計画策定に伴う保険料の改定により4億2,737万7,000円、前年度対比8,644万9,000円、25.36%の増額で計上しております。内訳といたしましては、現年度賦課分が4億2,607万6,000円であり、これに滞納繰越分130万1,000円を加えた額となっております。

次に、款2 国庫支出金で、総額2億9,562万8,000円、前年度対比1,042万7,000円、3.41%の

減額でございます。

項1 国庫負担金につきましては、保険給付費に厚生労働大臣が定める係数、施設介護サービス給付15%、居宅介護給付20%、その係数を乗じた額2億6,523万2,000円、前年度対比945万1,000円、3.69%の増額でございます。

項2 国庫補助金につきましては3,039万6,000円、前年度対比1,987万8,000円、39.54%の減額でございます。内訳は、調整交付金1,617万6,000円、地域包括支援センターが行う介護予防事業に対する地域支援事業交付金246万1,000円及び包括的支援事業に対する地域支援事業交付金1,175万9,000円でございます。

次に、款3 支払基金交付金、項1 支払基金交付金は4億1,829万6,000円、前年度対比18万9,000円、0.05%の減額でございます。この交付金は社会保険診療報酬支払基金より一律に第2号被保険者分として交付されるもので、介護給付費交付金4億1,554万円、地域支援事業支援交付金275万6,000円でございます。

款4 県支出金の総額につきましては2億2,419万9,000円、前年度対比822万4,000円、3.81%の増額でございます。

項1 県負担金につきましては、県知事が定める係数、施設介護サービス給付17.5%、そのほかは12.5%、その係数を保険給付費に乗じた額2億1,709万1,000円、前年度対比669万6,000円、3.18%の増額でございます。

項2 県補助金につきましては、地域包括支援センターで行う介護予防事業に対しまして地域支援事業交付金で123万円、前年度対比14万7,000円、13.57%の増額となります。さらに包括的支援事業に対する地域支援事業交付金は587万8,000円、前年度対比138万1,000円、30.71%の増額でございます。

次に、款5 繰入金、項1 一般会計繰入金ではありますが、2億7,507万3,000円、前年度対比832万円、3.12%の増額でございます。内訳といたしまして、介護給付費繰入金は、保険給付費の町負担の12.5%として1億8,550万7,000円、前年度対比620万8,000円、3.46%の増額で、介護予防事業の地域支援事業繰入金として123万円、前年度対比13.47%の増額となります。さらに、包括的支援事業及び任意事業の地域支援事業繰入金として587万8,000円、前年度対比138万1,000円、30.71%の増額でございます。

そのほか一般会計繰入金では、一般会計からの事務費分として8,245万5,000円、前年度対比58万2,000円、0.71%の増額でございます。

低所得者保険料軽減分繰入金は、低所得者の保険料軽減強化に要する経費を一般会計より繰り入れをするもので、その費用のうち2分の1を国が、4分の1を埼玉県が負担するものでございます。3,000円の計上でございます。

項 2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として1,000円の計上でございます。

次に、款 6、項 1 繰越金であります、前年度と同様、50万円の計上でございます。

款 7 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料についても、前年同様1,000円の計上、項 2 雑入は、第三者納付金等で前年度同様 2 万3,000円の計上でございます。

歳入総額は16億4,109万8,000円、前年度対比9,237万7,000円、5.96%の増額でございます。

続きまして、25ページの歳出でございます。

まず、款 1 総務費につきましては、総額7,287万5,000円、前年度対比324万3,000円、4.66%の増額となります。内訳といたしまして、項 1 総務管理費4,885万9,000円、前年度対比317万5,000円、6.95%の増額、項 2 徴収費217万7,000円、前年度対比 1 万2,000円、0.55%の増額、項 3 介護認定審査調査費2,138万9,000円、前年度対比39万4,000円、1.81%の減額でございます。

項 4 趣旨普及費45万円ではありますが、これは介護保険料等の改定に伴い、町民等への制度の周知に使用するパンフレットの作成料等でございます。

次に、款 2 保険給付費であります、総額14億8,408万円、前年度対比4,968万9,000円、3.46%の増額でございます。内訳といたしまして、項 1 介護サービス等諸費は13億1,619万6,000円、前年度対比4,977万円、3.93%の増額となります。

項 2 介護予防サービス等諸費は9,377万2,000円、前年度対比440万7,000円、4.93%の増額となります。

また、項 3 高額サービス費につきましては2,285万6,000円、前年度対比59万4,000円、2.53%の減額となります。

項 4 高額医療合算介護サービス等費につきましては349万2,000円、前年度対比75万8,000円、17.84%の減額となります。

項 5 審査支払手数料につきましては136万7,000円で、前年度対比14万3,000円、9.47%の減額となります。

次に、項 6 特定入所者介護サービス等費につきましては4,639万7,000円、前年度対比299万3,000円、6.06%の減額となります。

続きまして、款 3、項 1 基金積立金でございます、これは第 6 期事業計画期間、平成27年度から平成29年度における介護保険料の不足分を補うためのもので、3,351万8,000円の計上でございます。

款 4 地域支援事業費については4,958万2,000円で、前年度対比588万8,000円、13.48%の増額でございます。内訳といたしまして、項 1 介護予防事業費は985万2,000円、前年度対比119

万3,000円、13.78%の増額であり、また項2 包括的支援事業・任意事業費については3,973万円、前年度対比469万5,000円、13.40%の増額でございます。

次に、款5 諸支出金については、項1 償還金及び還付加算金54万2,000円、項2 繰入金1,000円の計上でございます。

款6、項1 予備費につきましては、前年度同様、50万円の計上でございます。

歳出総額については、歳入と同様に16億4,109万8,000円、前年度対比9,237万7,000円、5.96%の増額でございます。

以上が、介護保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算。

平成27年度上里町一般会計・特別会計予算書の29ページをお願いいたします。

議案第28号 平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算についてですが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,568万8,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明をさせていただきます。

30ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

最初に、歳入についてでございます。

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合において、均等割額1人当たり4万2,440円、所得割8.29%、賦課限度額57万円、被保険者数2,980人で見込んだ保険料に予定収納率99.7%で予算計上いたしました。現年度分と滞納繰越分を含め、昨年より217万6,000円増の1億4,884万9,000円でございます。1人当たりの平均保険料は4万9,844円でございます。

続きまして、款2 使用料及び手数料についてですが、保険料の納付証明手数料として1,000円を予算計上いたしました。

続きまして、款3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費分の負担金や、被保険者証の郵送料や電算委託料などの事務費分として1,260万7,000円、保険料の軽減分としての保険基盤安定繰入金4,869万5,000円などで、合計で6,130万2,000円を一般会計より繰り入れをしております。昨年より161万2,000円の

増となっております。

続きまして、款4繰越金につきましては、平成26年度の繰越金として50万円を予算計上いたしました。

続きまして、款5諸収入であります。埼玉県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の受託事業収入として550人分398万2,000円、後期高齢者の方の人間ドックに対する補助金として28人分70万円などを予算計上しております。

歳入合計につきましては、昨年より373万9,000円増の2億1,568万8,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

款1総務費につきましては、項1総務管理費として、後期高齢者の方の被保険者証の交付や健康診査のための委託料、人間ドック補助金等の経費、あるいは後期高齢者医療システムの保守委託などの事務経費でございます。791万1,000円、また項2徴収費として、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費125万6,000円、総務費合計で916万7,000円の予算計上でございます。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金であります。埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費などの共通経費の負担金として846万4,000円、保険料分の納付金1億4,855万円、保険基盤安定分4,869万4,000円などで、合計で2億570万9,000円でございます。

続きまして、款3諸支出金につきましては、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金でありまして、31万2,000円を予算計上しております。

歳出合計につきましては、歳入同様、373万9,000円増の2億1,568万8,000円となっております。

以上で、平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時20分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（植原育雄君） 提案理由の説明及び議案の説明を続行します。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 先ほど提案をいたしました議案第25号の一般会計当初予算の予算説

明の中で、金額が間違っておりましたので、御説明をさせていただきます。

6ページをお願いしたいと思います。

第1表の歳入歳出予算の関係でございますけれども、款7のゴルフ場利用税の交付金の関係でございますけれども、先ほどの予算内容の説明の中で、ゴルフ場利用税交付金につきましては、前年度より100万円増額の700万円を計上いたしましたという御説明をさせていただきました。予算書では800万円ということでございますので、700万円から800万円に訂正をさせていただきます。おわびを申し上げまして、訂正をさせていただきます。

続きまして、議案第29号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算。

御提案申し上げました議案第29号 平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

35ページをお願いいたします。

平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,188万1,000円と定め、同条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算は、歳入5款、歳出2款の構成となっております。

歳入から説明いたしますと、款1分担金及び負担金、項1分担金の25万円は、農業集落排水施設の接続に伴う受益者分担金で、前年度と同じく1戸の加入を見込んだものでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料は240万5,000円で、前年度対比4万円、率にして1.6%の減となっております。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金912万5,000円につきましては、一般会計からの繰入金で前年度対比50万7,000円、5.3%の減でございます。

次に、款4繰越金、項1繰越金10万円並びに款5諸収入、項1預金利子の1,000円につきましては、前年度と同額の計上といたしました。

歳入合計は1,188万1,000円でございます。

次に、歳出でございます。

37ページをお願いいたします。

款1事業費、項1事業費651万円につきましては、農業集落排水維持管理事業の総額で、前年度対比54万7,000円、率にいたしまして7.6%の減となっております。

次に、款2公債費、項1公債費537万1,000円は、平成11年度から平成15年度までの借入金に

対する償還金でございます。

歳出合計は、歳入合計と同じく1,188万1,000円でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第30号 平成27年度上里町水道事業会計予算。

御提案申し上げました議案第30号 平成27年度上里町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。

1、給水戸数は1万2,423戸を予定しております。前年度対比111戸、率にして0.9%の増となっております。

2、年間給水量は386万9,000立方メートルでございます。前年度対比3万1,000立方メートル、率にして0.8%の増量で、住宅建築等による給水見込み、一般家庭における使用水量の増加を見込み、水道使用量を算定したものでございます。

3、1日平均給水量は1万571立方メートルでございます。

4、主な建設改良事業は、配水管布設工事で9,178万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

収益的収入であります。第1款事業収益は5億8,723万7,000円でございます。前年度対比7億7,972万3,000円、率にいたしまして57%の減となっております。内訳でございますが、第1項営業収益は5億3,507万1,000円で、前年度対比1,192万2,000円、率にいたしまして2.2%の減でございます。これは、給水収益の柱である水道料金と加入金の減を見込んだことによるものでございます。

第2項営業外収益は5,216万5,000円で、前年度対比7億6,780万1,000円、率にいたしまして93.6%の減でございます。要因といたしましては、補助金等で取得した財産の長期前受金戻入額の減によるものでございます。

第3項特別利益は1,000円で、科目設定でございます。

次に、収益的支出でございます。第1款事業費は5億4,689万1,000円でございます。前年度対比1,234万9,000円、率にいたしまして2.3%の増となっております。内訳でございますが、第1項営業費用は4億6,302万7,000円で、前年度対比1,466万3,000円、率にして3.3%の増でございます。内容といたしましては、配水管及び給水費の委託料と修繕費、総掛かり費の委託料が増となったことによるものでございます。

第2項営業外費用は7,786万4,000円で、前年度対比164万5,000円、率にいたしまして2.2%の増となっております。内容といたしましては、消費税の納付額の増を見込んだことによるものでございます。

第3項特別損失は400万円で、前年度対比395万9,000円の減となっております。理由といたしましては、職員に支給する手当、賞与の4カ月分の額を昨年度は特別損失として計上いたしました。これは、会計基準の見直しに伴う平成26年度限りの措置であったため、減となったものでございます。

第4項予備費は200万円で、前年度と同額でございます。

42ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億902万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額774万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金3億128万1,000円で補填するものでございます。

収入でございますが、第1款の資本的収入は6,500万2,000円でございます。内訳といたしまして、第1項企業債6,500万円で、前年度対比1億420万円、率にして61.6%の減となっております。これは、機械電気等更新事業が平成26年度で終了するため、減となったものでございます。

第2項国庫補助金、第3項負担金の各1,000円は科目設定の計上でございます。

次に、支出でございますが、第1款の資本的支出は3億7,402万6,000円で、前年度対比1億2,682万4,000円、率にして25.3%の減でございます。内訳でございますが、第1項建設改良費は1億1,381万7,000円で、前年度対比1億3,171万5,000円、率にして53.6%の減でございます。主な理由につきましては、機械電気等更新事業の終了に伴いまして、その事業費を減にしたためでございます。

第2項企業債償還金は2億6,020万9,000円で、前年度対比489万1,000円、率にして1.9%の増でございます。

43ページをお願いいたします。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は配水管布設工事として、限度額は6,500万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたもので、職員給与

費6,240万2,000円、交際費2万円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということでございます。

44ページをお願いいたします。

第8条は補助金で、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を定めたものでございます。

企業債利息支払金補助金1,573万8,000円で、前年度対比209万1,000円の減額でございます。

第9条たな卸資産の購入限度額は784万1,000円と定めるものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第31号 平成27年度上里町下水道事業会計予算。

御提案申し上げました議案第31号 平成27年度上里町下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

47ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は次のとおりとするものでございます。

1、接続戸数は813戸を予定しております。前年度対比66戸、率にいたしまして8.8%の増となります。

2、年間有収水量は34万5,467立方メートルでございます。前年度対比1万6,957立方メートル、率にいたしまして4.7%の減となっております。原因といたしましては、児玉工業団地内企業の使用水量が減少している傾向にあるためでございます。

3、1日平均有収水量は944立方メートルでございます。

4、主な建設改良事業は、污水管渠築造事業で1億1,803万円でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収益的収入であります。第1款事業収益は2億2,811万2,000円でございます。前年度対比1,284万8,000円、率にいたしまして6%の増となっております。内訳でございますが、第1項営業収益6,100万9,000円で、前年度対比726万8,000円、率にいたしまして10.6%の減でございます。これは児玉工業団地内企業の使用水量の減少に伴い、下水道使用料が減となるためでございます。

第2項の営業外収益は1億6,710万3,000円で、前年度対比2,011万6,000円、率にいたしまして13.7%の増となっております。要因といたしましては、一般会計からの補助金が前年度対比1,919万5,000円、率にいたしまして17.6%の増となっております。

次に、収益的支出でございますが、第1款事業費は2億4,310万5,000円で、前年度対比1,454万9,000円、率にいたしまして6.4%の増でございます。内訳でございますが、第1項営業費用は1億9,104万4,000円で、前年度対比1,557万9,000円、率にいたしまして8.9%の増となっております。主なものは、総掛かり費及び減価償却費でございます。

第2項営業外費用は5,106万円で、企業債利息でございます。

第3項特別損失は1,000円で、科目設定でございます。

第4項予備費は100万円といたしました。

48ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,578万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,215万円、当年度損益勘定留保資金5,363万5,000円で補填するものでございます。

第1款の資本的収入は1億9,455万3,000円でございます。前年度対比2,788万1,000円、率にいたしまして12.5%の減となっております。内訳といたしまして、第1項企業債は1億260万円でございます。前年度対比4,910万円、率にいたしまして32.4%の減となっております。

第2項国庫補助金は6,000万円でございます。前年度対比600万円、率にいたしまして11.1%の増となっております。

第3項負担金は459万円で、下水道受益者負担金でございます。前年度対比1,077万9,000円、率にして70.1%の減でございます。

第4項出資金2,736万3,000円で、一般会計からの出資でございます。前年度対比2,599万8,000円、率にいたしまして1,094.6%の大幅な増となっております。

第1款の資本的支出は2億6,033万8,000円でございます。前年度対比2,641万3,000円、率にいたしまして9.2%の減となっております。内訳でございますが、第1項建設改良費は1億7,529万9,000円で、前年度対比5,125万9,000円、率にいたしまして22.6%の減となっております。主なものは、流域下水道建設負担金が前年度対比4,703万8,000円、率にいたしまして55.3%の減になったことによるものでございます。

第2項企業債償還金は8,503万9,000円、前年度対比2,484万6,000円、率にいたしまして41.3%の増となっております。

49ページをお願いいたします。

第5条は企業債で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は、公共下水道事業に限度額6,470万円、流域下水道事業建設負担金に限度額3,790万円の合計1億260万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、いずれも記

載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1億5,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおり定めるものでございます。

- 1、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。
- 2、建設改良費、企業債償還金の間の流用でございます。

50ページをお願いいたします。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたもので、職員給与費3,046万6,000円については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということでございます。

第9条は他会計からの補助金で、公共下水道事業安定のため上里町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を定めたものでございます。平成27年度に補助を受ける金額は1億2,815万3,000円でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

議長（植原育雄君） 以上をもちまして、平成27年度上里町一般会計予算について、平成27年度上里町国民健康保険特別会計予算について、平成27年度上里町介護保険特別会計予算について、平成27年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、平成27年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、平成27年度上里町水道事業会計予算について、平成27年度上里町下水道事業会計予算についての提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時22分散会